

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

#### 奈良県規則第四十四号

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二（見出しを含む。）中「第四条の二」を「第三条」に改める。

第二条の三を削る。

第三条中「第十三条」を「第五条」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第四条の二」を「第三条」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「又は第三項第二号」を「第三項第二号又は第四項」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）第十六条第一項第一号」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「令」という。）第五条第一項第一号」に、「法第十七条第一項第一号から第三号まで」を「令第六条第一項第一号」に、「車賃」を「その他の交通費（令第八条第一項第一号の規定による額のその他の交通費に限る。）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「における宿泊料は、」を「その他の宿泊手当を支給することが適当でないと認められる場合には、宿泊手当の一部又は全部を」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号から第十二号までを削り、第十三号を第六号とし、第十四号を第七号とする。

別表の二の次に次のように加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月奈良県条例第24号)  
第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

その職務の級に応じ、用務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を  
考慮して旅行命令権者が定める職務の級

四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年12月奈良県条例第25号。  
以下「任期付研究員条例」という。)第3条の規定により任期を定めて採用された  
職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	任期付研究員条例第3 条第1号	任期付研究員条例第3 条第2号
9級	6号給	
8級	5号給	
7級	4号給	
6級	3号給	
5級	2号給	
4級	1号給	
3級		4号給 3号給 2号給 1号給

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。